

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から44年6月まで

厚生年金保険と重複して納付した昭和40年3月から44年6月までの期間の国民年金保険料が還付されているとのことであるが、受け取った記憶は無い。また、当時の保険料額で還付を受けても仕方がないので、年金として受け取りたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことが社会保険庁の保有する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から確認できるが、同記録では、申立期間は厚生年金保険との重複期間とされ、納付した保険料が還付されている。

しかし、還付された期間のうち昭和40年10月から41年1月までの期間は、国民年金の強制加入期間であり、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和40年3月から同年9月までの期間及び41年2月から44年6月までの期間については、厚生年金保険被保険者期間であることから、当該期間の国民年金保険料が還付されていることに不自然さは見られない。

また、社会保険庁が保有している特殊台帳及び国民年金還付整理簿においても、還付決定日及び支払年月日等が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は見られず、ほかに申立人に対し当該期間の国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月31日から同年9月21日まで

社会保険事務所の職員が訪れ、標準報酬月額が引き下げられている可能性があるとの話をされた。当時の給与月額は50万円くらいであり、申立期間の標準報酬月額が20万円とされているのはおかしい。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年1月から同年8月までは53万円と記録されていたが、当該事業所が適用事業所でなくなった同年10月31日以降の同年11月1日付けで、申立人を含む2人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、同年1月から同年8月までの標準報酬月額が53万円から20万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、当該事業所の登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、複数の従業員から、「申立人は、登記簿上は取締役であったが、実際は従業員と同様に現場で仕事（工事の現場監督）をしており、社会保険関係の事務に携わっていなかった。」との証言が得られている上、雇用保険記録も確認できる。

さらに、<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理が行われた平成8年11月1日時点では、申立人は既に当該事業所を退職していることから、当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認

められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初に届け出た 53 万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 22 日から 44 年 1 月 21 日まで  
② 昭和 44 年 12 月 15 日から 45 年 7 月 21 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとのことであった。

しかし、私は退職時に脱退手当金の説明も聞いていないし、受け取った記憶も無いので、支給されているというのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人が脱退手当金の支給対象となる最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 45 年 7 月 21 日）から約 1 年後の 46 年 7 月 9 日に支給決定されているほか、申立人が被保険者資格を喪失した日の前後 3 年以内に被保険者資格を喪失した女性従業員の中で脱退手当金の受給要件を満たす者は 26 人であるが、そのうち社会保険庁のオンライン記録にその支給記録がある者は、申立人を含め 2 人と少ないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給されたこととされる日の約 9 か月前である昭和 45 年 10 月 1 日から A 県に勤務し、B 共済組合の組合員となっていることから、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から52年3月まで  
亡母から、自分の国民年金加入手続の際、数年間さかのぼって加入できると聞き、私の保険料をまとめて納付したと聞いている。申立期間について納付記録が無く、未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとするその母親は既に死去しており、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年8月に払い出されており、この時点で申立期間の大部分は時効により納付できず、これを納付するには特例納付によることとなるが、社会保険事務所が保管する被保険者台帳から、申立人の母親が、申立人の昭和52年4月から53年3月までの期間の保険料を過年度納付したことは確認できるものの、特例納付を行った可能性はうかがえない。

さらに、申立人は、母親から渡された昭和53年8月に払い出された年金手帳を所持しているが、他の年金手帳についての記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれら収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 1 日から 57 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 59 年 6 月 1 日から 63 年 7 月 1 日まで  
③ 平成 2 年 2 月 5 日から 4 年 2 月 21 日まで

いずれの会社でも海外出張をしており、その間は給与が高かった。にもかかわらず、標準報酬月額は変わらないままである。帰国後に、多額の保険料を請求されたりした記憶もあるので、記録されている標準報酬月額がおかしいと思われる。調査のうえ、正しい記録に修正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「海外出張時は給与が上がったので、国内勤務時と同級の標準報酬月額のはずがない。」と主張しているが、厚生年金保険の標準報酬月額については、固定的賃金が継続して変動したことが認められる場合に変更されるものであるため、出張により一時的に給与が増加したとしても、標準報酬月額の変更の要件には当たらない。

また、申立人は「帰国後に多額の保険料をまとめて請求された。」と主張しているが、請求された保険料が厚生年金保険であったとの具体的な記憶は無い上、厚生年金保険料は毎月の給与から控除されるものであることから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間①については、申立てに係る事業所が現存せず、聴取することができないが、事業所が加盟していた健康保険組合に照会したところ、当該組合に残っている申立人の標準報酬月額の記録は、社会保険庁のオンライン記録と符合していることが確認できた。

加えて、申立期間②及び③については、両社が加盟していた健康保険組合に当時の記録は現存せず、両社の事業を継承しているA社によれば、「当時の資

料は無く不明。」としているが、「海外出張において、後から未収分の厚生年金保険料を徴収することは考えられない。」との回答が得られた。

なお、社会保険庁の記録において、申立人に係る標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の推移を確認しても、不自然な点は見当たらず、遡<sup>さく</sup>及して訂正されていることもない。

このほか、申立期間のすべてにおいて、申立人が主張する給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 1 日から 4 年 10 月 16 日まで  
社会保険事務所の職員から、自分の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が行われた可能性があるとの説明を受けた。可能であるなら、元の記録に訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成4年10月16日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年11月13日付で、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、53万円から8万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、社会保険に係る事務を担当していた元従業員は、「社会保険事務所の職員と相談した上で、滞納保険料を解消するため、標準報酬月額を<sup>そきゅう</sup>遡及して引き下げること

に同意し、届書に押印して提出した。」と証言していることから、申立人は、同社の代表取締役として、当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理に同意していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 7 月 1 日から 23 年 5 月 1 日まで  
社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間の一部が厚生年金保険に未加入とされているが、私は、昭和 18 年 5 月から 23 年 5 月まで、兵役に行っていた期間を除き継続して勤務していたし、兵役に行っていた期間についても、入社の際に会社から「兵役中も厚生年金は積んでおく。」と聞いていた。また、当時、同じように勤務していた同僚は厚生年金保険の被保険者になっていると聞いたので、当該期間について被保険者として認めてほしい。なお、私はB工場に勤務していたが、社会保険事務所の記録ではC工場となっている。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立てに係る事業所及び系列の事業所は昭和 21 年 1 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の役員や事務担当者も他界していることから、当時の事情を聴取することができない。

また、申立人が同一部署で働いていたとする同僚 11 名の中のうち 8 名は別の関連事業所で厚生年金保険の加入となっている上、加入期間も様々であり、これら同僚の記録をもって申立人の加入期間の特定及び厚生年金保険料が控除されていたことを推認するのは困難である。

さらに、申立人から聴取しても厚生年金保険料控除に関する記憶は不明瞭<sup>りょう</sup>である。

加えて、申立期間のうち昭和 20 年 3 月から 21 年 1 月までの期間については、兵役のため勤務の事実が無く、給与も受け取っていなかったことを申立人自身が認めており、21 年 2 月以降の期間については事業所全喪日以降であることか

ら、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 456 (事案 167 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 10 月 19 日から 49 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 58 年 2 月 1 日から 59 年 6 月 1 日まで

申立期間①は、学校推薦にてA事業所に就職した。学校が推薦してくれているのだから、社会保険が不完全であるのは考えられない。当時、下宿が一緒だった者の住所、名前がわかるので、再調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②は、B事業所において、昭和 46 年 10 月 19 日から海外へ出張したが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無い。帰国した際、社会保険料を含めて会社から請求された記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間③は、会社名は定かでないが、新年には、C領事館から招待を受けるなど、しっかりした会社であったはずであり、社会保険に加入していないのは考えられず、やはり帰国後に高額な経費等を精算した記憶がある。国内にいるときに、何度も打ち合わせをした方の名刺を添付するので、再調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の当時の勤務実態を推認することができる資料及び同僚の証言も無い上、社会保険事務所が保管している被保険者名簿を調査したところ、申立て当時における被保険者整理番号に欠落は無く、申立人の氏名を確認することはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 12 月 8 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張し、申立人が氏

名を挙げた同僚についても聴取するが、申立人の勤務実態は推認できるものの、保険料控除の有無について確認ができず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、事業所が既に全喪しており、申立期間当時の海外出張者の扱いについて確認が取れない上、申立期間当時の同僚や上司などの証言も得られないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月8日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③については、事業所名の記憶が不鮮明であり、類似した名称の事業所を含めて調査したが、いずれの事業所も厚生年金保険法の適用事業所となっておらず、申立期間当時、現地で一緒に仕事をしていたと主張する関連会社からも保険料控除を裏付ける情報は得ることができなかつたとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月8日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張し、申立人から提供のあった名刺に基づいて関係者に聴取するが、申立人の保険料控除の有無について確認ができず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 33 年 12 月 21 日まで

私は、勤務したA社B営業所を退職した際、脱退手当金を受給した記憶は無い。会社から脱退手当金について説明は無かったし、当時、脱退手当金という制度があることも知らなかった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後に記載のある女性58名の脱退手当金支給記録を調査したところ、受給資格の無い者及び支給記録の有無が確認できない20名を除く38名の女性被保険者のうち27名に支給記録が確認でき、そのうち23名が資格喪失日から6か月以内に支給決定されているほか、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年3月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 33 年 7 月 11 日まで

私は、勤務したA社を退職した際、脱退手当金を受給した記憶は無い。会社から脱退手当金について説明は無かったし、当時、脱退手当金という制度があることも知らなかった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金が支給決定された昭和 34 年 8 月 14 日は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえないうえ、申立期間後に加入した厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号は、申立期間の番号と異なっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうえ、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 1 月 1 日から 6 年 7 月 21 日まで  
② 平成 6 年 7 月 21 日から 7 年 10 月まで

私は、A社の代表取締役であるが、社会保険事務所の職員が来て、申立期間①における標準報酬月額が大幅に引き下げられていることがわかった。また、当社は、申立期間②についても、厚生年金保険の適用事業所であり、保険料も納めていたはずである。正しい標準報酬月額に訂正すると共に、同月まで被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所のオンライン記録によると、A社は、平成 6 年 7 月 21 日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 7 月 22 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が 5 年 1 月から同年 6 月までが 41 万円から 9 万 8,000 円、同年 7 月から 6 年 6 月までが 50 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、社会保険料の滞納があったことを認めており、「当時保険料は手形で支払っていたが、会社の経営状態が悪くなり、結局その手形が不渡りとなって保険料が支払えなくなった。そのことで、社会保険事務所に何回か出向き、何らかの書類に押印した。」とも回答していることから、申立人は、未納保険料を相殺する手段として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意したと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の特減処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は平成6年7月21日に厚生年金の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に、当該事業所の厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間において、従業員も含め厚生年金保険に加入していたと主張しているが、社会保険庁の記録によると、すべての従業員が国民年金に加入、または別の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人自身も、平成6年7月21日から国民年金に加入（未納）し、7年3月からは保険料が全額免除となっている。

さらに、申立人は、市役所からの回答によると、平成6年7月21日から国民健康保険の被保険者資格を取得するための届を同年8月1日に行っていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。